

横浜市行政不服審査会答申
(第155号)

令和7年4月8日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「自立支援教育訓練給付金不支給決定処分」及び「高等職業訓練修了支援給付金不支給決定処分」に係る各審査請求はいずれも棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、令和6年4月9日に審査請求人が横浜市長（以下「処分庁」という。）に対して行った母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1号に基づく自立支援教育訓練給付金の申請（以下「本件申請1」という。）及び法第31条第3号及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）第29条第1項に基づく高等職業訓練修了支援給付金の申請（以下「本件申請2」という。）について、処分庁が、同年5月20日、いずれも不支給とすることを決定した処分（以下、本件申請1に係るものを「本件処分1」といい、本件申請2に係るものを「本件処分2」とい、本件処分1と本件処分2を合わせて「本件各処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、本件各処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 処分庁は、本件各処分の理由を横浜市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成25年5月16日制定。以下「自立支援教育訓練給付金要綱」という。）及び横浜市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成25年5月16日制定。以下「高等職業訓練促進給付金等要綱」という。）に定める期限内に提出されなかつたためとしているが、こども家庭庁発行の実施要綱は、「やむを得ない場合はこの限りではない」としている。

処分庁の配布資料では、受講終了後30日以内に申請が必要とされているが、期限を過ぎた場合に支給不可とは明示されていない。

- (2) 令和4年11月17日、審査請求人が処分庁に、新型コロナによる体調不良で対応できないと問合せをした際、期限についての言及は一切なく、書類がそろってから発送するよう指示された。この当時、すぐに発送しなければ不利益を被る旨の注意はなく、仮に、すぐに発送が必要と教示があれば即座

に何らかの方法で対応していた。

4 処分庁の主張の要旨

(1) 本件処分1について

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和39年厚生省令第32号。

以下「施行規則」という。) 第6条の8第3項は、「第1項の申請は、当該指定講座を修了した日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。」と規定している。

審査請求人は、令和4年10月8日に指定教育訓練講座を修了したため、申請は同年11月7日までとなるが、同日までに申請書を提出せず、そのことについてやむを得ない事由があったかどうかがわせる事情もなかつた。

審査請求人は、令和4年11月17日に処分庁の担当職員に対し、新型コロナに罹患していた旨を伝えたと主張しているが、記録上そのようなやりとりはない。

また、仮に一定期間新型コロナに罹患していたとしても、やむを得ない事由には該当しない。

したがって、本件処分1に違法又は不当な点はない。

イ 審査請求人は、提出期限について適切な案内がなかつたと主張するが、処分庁が審査請求人に自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書(令和4年6月1日ここ第▲号)を送付する際に同封した「横浜市母子・父子家庭自立支援教育訓練支援給付金支給申請のご案内」に、「申請書用紙及び、必要書類を添付のうえ、必ず受講修了後30日以内にこども青少年局こども家庭課へ郵送でご提出いただきます。」と記載しており、提出期限について十分な案内を行つていた。

また、審査請求人は、処分庁の担当職員から期限についての言及はなかつたと主張するが、処分庁の担当職員は、審査請求人から、講座を実施した施設より教育訓練修了証明書が発行されていないため提出期限に間に合わないが問題ないかとの相談を受けた際に、申請書は期限までに提出し、教育訓練修了証明書は追って提出するよう回答している。これは、審査請求人のものと同様の問合せを受けた際の一般的な対応であつて、審査請求人の主張はその前提を欠く。

(2) 本件処分2について

ア 施行規則第6条の16 第3項は、「第1項の申請は、修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。」と規定している。

審査請求人は、令和4年10月8日に指定教育訓練講座を修了したため、申請は同年11月7日までとなるが、同日までに申請書を提出せず、そのことについてやむを得ない事由があったかどうかがわせる事情もなかった。

審査請求人は、令和4年11月17日に処分庁の担当職員に対し、新型コロナに罹患していた旨を伝えたと主張しているが、記録上そのようなやりとりはない。

また、仮に一定期間新型コロナに罹患していたとしても、やむを得ない事由には該当しない。

したがって、本件処分2に違法又は不当な点はない。

イ 審査請求人は、提出期限について適切な案内がなかったと主張するが、令和4年9月、処分庁が審査請求人に高等職業訓練促進給付金等支給申請書を郵送する際に同封した「横浜市母子・父子家庭高等職業訓練修了支援給付金支給申請のご案内」に、「同封の申請書用紙にご記入いただき、必要書類を添付のうえ、必ず受講修了後30日以内にこども青少年局こども家庭課へ郵送でご提出ください。」と記載しており、提出期限について十分な案内を行っていた。

また、審査請求人は、処分庁の担当職員から期限についての言及はなかったと主張するが、処分庁の担当職員は、審査請求人から、講座を実施した施設より教育訓練修了証明書が発行されていないため提出期限に間に合わないが問題ないかとの相談を受けた際に、申請書は期限までに提出し、添付書類は補完する形で追って提出するよう回答している。これは、審査請求人のものと同様の問合せを受けた際の一般的な対応であって、審査請求人の主張はその前提を欠く。

5 審査庁の裁決についての判断

本件各審査請求は、いずれも棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令等の規定

ア 法第 31 条柱書は、「都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金(以下「母子家庭自立支援給付金」という。)を支給することができる。」と規定し、同条第 1 号は「母子家庭自立支援教育訓練給付金」、同条第 2 号は「母子家庭高等職業訓練促進給付金」、同条第 3 号は「前 2 号に掲げる給付金以外の給付金であって、政令で定めるもの」と規定する。

イ 政令第 29 条第 1 項柱書は、法第 31 条第 3 号に規定する政令で定める給付金は、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」と規定する。

ウ 法第 46 条、政令第 46 条第 1 項、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 174 条の 31 第 1 項は、上記の都道府県が処理することとされている事務は、政令指定都市にあっては政令指定都市が処理する旨を定める。

エ 施行規則第 6 条の 6 第 1 項は、「法第 31 条第 1 号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金(以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。)の支給を受けようとする配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(省略)は、(省略)申請書をその住所地を管轄する都道府県知事等に提出して、前条に規定する指定の申請をしなければならない。」と規定する。

オ 施行規則第 6 条の 8 第 1 項は、「母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給の申請は、(省略)指定された教育訓練の講座(以下この条において「指定講座」という。)の修了後に、(省略)しなければならない。」と規定する。

同条第 2 項柱書は、「前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。」と規定し、同項第 3 号は、「当該指定講座の修了証明書の写し」と規定する。

同条第 3 項は、「第 1 項の申請は、当該指定講座を修了した日から起算

して 30 日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。」と規定する。

カ 施行規則第 6 条の 16 第 1 項は、「令第 29 条第 1 項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金（省略）の支給を受けようとする配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（省略）は、養成機関において課程を修了後、（省略）支給の申請をしなければならない。」と規定する。

同条第 2 項柱書は、「前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。」と規定し、同項第 5 号は、「当該課程の修了証明書の写し」と規定する。

同条第 3 項は、「第 1 項の申請は、修了日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。」と規定する。

キ 自立支援教育訓練給付金要綱第 10 条第 2 項は、「支給申請は、受講修了日から起算して 30 日以内に行わなければならない。（省略）ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合には、この限りではない。」と規定する。

ク 高等職業訓練促進給付金等要綱第 9 条第 1 項なお書きは、「修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後（申請期限は、修了日から起算して 30 日以内とするが、やむを得ない事由があると市長が認める場合にはこの限りではない。）を行うことができるものとする。」と規定する。

（2）認められる事実

令和 4 年 4 月 18 日、審査請求人が、処分庁に対し、施行規則第 6 条の 6 第 1 項及び自立支援教育訓練給付金要綱第 7 条第 1 項に基づく対象講座指定の申請をした。

処分庁は、審査請求人に対し、同年 6 月 1 日付けにて、施行規則第 6 条の 7 第 1 項に基づき当該対象講座を指定し、これを通知した。その際、処分庁は、審査請求人に対し、当該通知に同封して、「自立支援教育訓練給付金支給申請書」と「横浜市 母子・父子家庭 自立支援教育訓練給付金支給 申請時のご案内」を送付した。当該ご案内には、「申請書用紙及び、必要書類を添付のうえ、必ず受講修了後 30 日以内に（省略）ご提出いただきます。」との記載がある。

令和 4 年 9 月、処分庁は、審査請求人に対し、「高等職業訓練促進給付金

修了支援給付金のご案内」を送付すると共に、別途「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」と「横浜市 母子・父子家庭 高等職業訓練修了支援給付金 支給申請のご案内」を送付した。当該支給申請のご案内には、「同封の申請書用紙にご記入いただき、必要書類を添付のうえ、必ず受講修了後 30 日以内に（省略）ご提出ください。」との記載がある。

令和4年10月8日、審査請求人は、自立支援教育訓練給付金に係る指定教育訓練講座及び高等職業訓練修了支援給付金対象講座を修了した。

令和4年11月3日以降、審査請求人は、新型コロナウイルス感染症に罹患し、同月10日まで自宅療養した上、同年12月19日、咳、痰、倦怠感等の症状が長期的に続く新型コロナウイルス後遺症と診断された。

令和6年4月9日、審査請求人は、処分庁に対し、本件申請1及び本件申請2を行った。

令和6年5月20日、処分庁は、審査請求人に対し、本件各処分を行った。

(3) 判断

審査請求人は、令和4年10月8日に、自立支援教育訓練給付金に係る指定教育訓練講座及び高等職業訓練修了支援給付金対象講座を修了しており、施行規則第6条の8第3項本文及びこれを受けた自立支援教育訓練給付金要綱第10条第2項本文並びに施行規則第6条の16第3項本文及びこれを受けた高等職業訓練促進給付金等要綱第9条第1項なお書きに基づき、同日から起算して30日である同年11月6日までに本件申請1及び本件申請2を行わなければならなかったところ、審査請求人がこれを行ったのは、令和6年4月9日であり、申請書提出期限を徒過している。

この間、審査請求人は、令和4年11月3日から新型コロナウイルス感染症に罹患し、自宅療養を余儀なくされ、その後、新型コロナウイルス後遺症を負っていたと認められるが、かかる事実関係だけでは、それに伴って1年5か月以上もの間、申請書提出が遅延することを正当化する事由（施行規則第6条の8第3項ただし書、第6条の16第3項ただし書）とはなり得ないと言わざるを得ない。

また、審査請求人は、令和4年11月17日、処分庁に架電をし、その際に応答した担当職員から書類がそろってから発送するよう指示された旨を主張するが、当該やり取りを客観的に裏付ける証拠はなく、むしろ処分庁の記録によると、担当職員は、その時点でそろっている資料を修了後30日以内

に送付するよう審査請求人に伝えているとされており、審査請求人の主張を認めることはできない。また仮に、そのようなやり取りが当事者間であつたとしても、書類の準備に1年5か月以上を要するとは通常考えられないところであるから、やはり本件申請1及び本件申請2が1年5か月以上の間、遅延したことを正当化することはできないと言うべきである。

さらに、審査請求人は、処分庁による申請書提出期限の案内等に不備がある旨を主張するが、前記(2)のとおり、それぞれ申請書に同封した案内文書には、提出期限が受講修了後30日以内であることの記載が認められ、申請書提出期限については必要十分な案内があったと認められる。

したがって、本件においては、審査請求人が1年5か月以上の間、申請書の提出を遅延したことについて、やむを得ない事由はないと言わざるを得ない。

(4) 結語

以上のとおり、本件申請1及び本件申請2について申請期限を超過したことについてやむを得ない事由はなく、ほかに本件各処分を違法又は不当として取り消すべき事由は見当たらない。

したがって、本件各処分に違法又は不当な点はなく、本件各審査請求はいずれも棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件各審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

« 参考 1 »

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和6年6月20日	・審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和6年7月11日	・弁明書の受理
令和6年7月17日	・弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和6年10月10日	・反論書等の提出再依頼
令和7年2月26日	・審理手続の終結
令和7年3月4日	・審理員意見書の提出

« 参考 2 »

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和7年3月11日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和7年4月8日	・調査審議